

議案第34号

八幡浜市簡易水道条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和元年6月10日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市簡易水道条例の一部を改正する条例

八幡浜市簡易水道条例（平成17年条例第198号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(料金) 第6条 料金は、次の方法で計算した額とする。 (1) 水道料金は、別表第2により計算した合計額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、 <u>その端数</u> を切り捨てるものとする。 (2) メーター使用料は、別表第3の額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、 <u>その端数</u> を切り捨てるものとする。 2 (略)	(料金) 第6条 料金は、次の方法で計算した額を徴収する。 (1) 水道料金は、別表第2により計算した合計額に <u>100分の108</u> を乗じた額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、 <u>これ</u> を切り捨てるものとする。 (2) メーター使用料は、別表第3の額に <u>100分の108</u> を乗じた額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、 <u>これ</u> を切り捨てるものとする。 2 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の八幡浜市簡易水道条例第6条第1項の規定は、令和元年12月分として徴収する水道料金及びメーター使用料から適用し、同年11月分までとして徴収する水道料金及びメーター使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法等の改正に伴い、所要の改正を行うため。